

令和3年1月8日

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の対応について

射水市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年1月8日、第22回射水市新型コロナウイルス対策本部会議を開催したところ、以下のとおり決定しました。

### 【協議・決定事項】

- 1 「緊急事態宣言」の実施期間及び区域についての説明。
  - 「実施期間」 令和3年1月8日（金）～2月7日（日）
  - 「実施区域」 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の区域
  - 「本対策本部の位置付け」 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく市町村対策本部
  - 「本対策本部設置日時」 緊急事態宣言が発令された日時
- 2 今後のイベント等の感染予防対策の徹底について  
成人式や消防出初め式等の今後のイベント（市主催及び関係団体を含む）の予防対策等の再確認を行った。また、県が示しているロードマップが、Stage2に移行した時の対応を検討。
- 3 職員への感染予防対策の徹底について  
新型コロナウイルス感染拡大防止の為に予防対策等の再確認を行った。